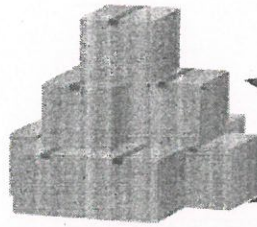


悪質商法



ネット
トラブル



架空請求



消費生活推進員を募集します！

青葉区民のくらしの安全を守るため、
仲間と一緒に活動しませんか？

横浜市では、横浜市消費生活条例第 16 条に基づき、地域における安全で快適な消費生活を推進してくださる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。現在の消費生活推進員の任期満了（平成 29 年 3 月）に伴い、平成 29・30 年度の消費生活推進員を募集します。

募集期間：平成 29 年 2 月 1 日（水）～平成 29 年 2 月 28 日（火）

募集要領を確認し、応募用紙に必要事項を記入の上、下記担当まで郵送またはファクスでお申込みください。募集要領及び応募用紙は、2 月 1 日から、青葉区役所、区内施設、青葉区ホームページにてご覧いただけます。

消費生活推進員 青葉区

検索

担当：青葉区地域振興課地域活動係 消費生活推進員募集担当

〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31-4

電話 045-978-2291 ファクス 045-978-2413